

平和を願う市民の声を届けましょう



憲法と国際人道法を生かす。
戦争をなくす。平和をつくる。

「西宮市平和無防備都市条例」(案)より抜粋

第2条(市民の平和的生存権)

1. 西宮市民は、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第3条(市の責務)

1. 西宮市は、戦争に関する事務をおこなわない。
2. 西宮市は、軍事施設の建設を認めない。

第5条(無防備地域宣言)

1. 西宮市は、平時から無防備地域の条件を満たすように努める。
- (1)すべての戦闘員並びに移動兵器及び移動軍用設備が撤去されていること。
- (2)固定した軍用の施設又は営造物が敵対目的に使用されていないこと。
- (3)当局又は住民により敵対行為が行われていないこと。
- (4)軍事行動を支援する活動が行われていないこと。
2. 西宮市は、戦時あるいはその恐れが明白な時、無防備地域の宣言を行い、日本国政府および当事国に通告する。

第6条(平和行政の推進)

西宮市は、世界平和の実現のために次の各号の事業を実施する。
(1)平和のための国際交流事業、アジア諸都市との平和友好都市づくり(以下略)

条例制定請求代表者

野田暢子(西宮市に平和無防備条例を実現する会) 鍋島香代(憲法勉強会ベアテの会) 藤田和(西宮市学童保育連絡協議会・役員) 在間秀和(弁護士) 松井幸雄(西宮市原爆被害者の会・相談役)

(戦争非協力)

西宮市に平和無防備条例を実現する会

〒662-0913 西宮市染殿町3-11-101 0798-37-1444、080-3397-3311

各市区議員の連絡先 <http://www.nishih.or.jp/>
TEL 最近配付された「市民便利帳」P114~115
FAX 0798-33-6380(議会事務局)
はがき 〒662-8567西宮市役所 議会事務局気付

西宮市議会議員(50音順)

明石良昭(下大市西町)(無)
石埜明芳(南甲子園2丁目)(政)
今村岳司(津門西口町)(蒼)
岩下彰(段上町6丁目)(市)
上田さち子(川添町)(共)
上向井賢二(神原)(政)
魚水けい子(甲子園二番町)(公)
大川原成彦(田代町)(公)
片岡保夫(深津町)(市)
上谷幸彦(山口町上山口1丁目)(蒼)
河崎はじめ(門戸岡田町)(市)
川畑和人(南甲子園3丁目)(公)
喜田侑敬(上嶋尾町)(政)
木村嘉三郎(松下町)(に)
草加智清(小松南町1丁目)(蒼)
栗山雅史(甲風園1丁目)(甲)
小林光枝(段上町3丁目)(市)
阪本武(戸田町)(市)
ざこ宏一(桜谷町)(に)
佐藤みち子(高須町1丁目)(共)
しづや祐介(伏原町)(蒼)
嶋田克興(産所町)(甲)

白井啓一(今津大東町)(公)
管庸夫(津門綾羽町)(政)
杉山たかのり(津門仁辺町)(共)
たかはし倫恵(門戸東町)(無)
たてがき初男(段上町8丁目)(共)
田中正剛(南郷町)(蒼)
田中渡(嶋尾町4丁目)(甲)
谷口哲司(松ヶ丘町)(に)
田村ひろみ(川東町)(公)
つかだ誠二(津門吳羽町)(市)
中尾孝夫(山口町下山口4丁目)(市)
中川経夫(高須町2丁目)(蒼)
中西甚七(高須町1丁目)(政)
中村武人(池田町)(政)
西田いさお(神呪町)(甲)
野口あけみ(今津野田町)(共)
蜂谷倫基(大谷町)(政)
町田博喜(高須町1丁目)(公)
美濃村信三(老松町)(公)
三原憲二(甲子園口2丁目)(蒼)
森池とよたけ(甲陽園目神山町)(市)
八木米太郎(名塩2丁目)(に)
柴野信行(高座町)(公)

会派(50音順) (公)公明党議員団、(甲)甲雄会、(市)市民クラブ、(政)政新会、(蒼)蒼志会、(に)にしまちネット、(共)日本共産党西宮市会議員団、(無)無所属

NON
DEFENDED
LOCALITY

賛同金の振込先(1口1000円~)
郵便口座:00980-0-315159
口座名:「無防備地域宣言」西宮